

第3 租税特別措置法関係通達(法人税編)関係

昭和50年2月14日付直法2-2「租税特別措置法関係通達(法人税編)の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 目 次

改 正 後	改 正 前
<p>第1章 特別税額控除及び減価償却の特例</p> <p>第42条の4《<u>試験研究を行った場合の法人税額の特別控除</u>》関係</p> <p> 第1款 <u>試験研究費の額</u></p> <p> 第2款 <u>中小企業者</u></p> <p> 第3款 <u>その他</u></p> <p>第42条の5～第48条《共通事項》関係</p> <p>第42条の5《エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第42条の6《中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第42条の7《事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第42条の9《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》関係</p> <p>第42条の10《沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第42条の11《<u>情報基盤強化設備等</u>を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p>	<p>第1章 特別税額控除及び減価償却の特例</p> <p>第42条の4《<u>試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除</u>》関係</p> <p>第42条の5～第48条《共通事項》関係</p> <p>第42条の5《エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第42条の6《中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第42条の7《事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第42条の9《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》関係</p> <p>第42条の10《沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第42条の11《<u>情報通信機器等</u>を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p>

改正後	改正前
<p>第42条の12《教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除》関係</p> <p>第43条《特定設備等の特別償却》関係</p> <p>第1款 共通事項</p> <p>第2款 公害防止設備</p> <p>第3款 海洋運輸業等</p> <p>第43条の2《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却》関係</p> <p>第43条の3《保全事業等資産の特別償却》関係</p> <p>第44条《地震防災対策用資産の特別償却》関係</p> <p>第44条の2《特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却》関係</p> <p>第44条の3《事業革新設備の特別償却》関係</p> <p>第44条の4《特定電気通信設備等の特別償却》関係</p> <p>第44条の5《商業施設等の特別償却》関係</p> <p>第44条の6《製造過程管理高度化設備等の特別償却》関係</p> <p>第44条の7《再商品化設備等の特別償却》関係</p> <p>第45条《特定地域における工業用機械等の特別償却》関係</p> <p>第45条の2《医療用機器等の特別償却》関係</p> <p>第46条《経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却》関係</p> <p>第1款 収入金額基準及び資産価額基準</p> <p>第2款 対象となる資産の範囲等</p> <p>第46条の2《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等》関係</p>	<p>第42条の12《教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除》関係</p> <p>第43条《特定設備等の特別償却》関係</p> <p>第1款 共通事項</p> <p>第2款 公害防止設備</p> <p>第3款 海洋運輸業等</p> <p>第4款 航空機</p> <p>第43条の2《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却》関係</p> <p>第43条の3《保全事業等資産の特別償却》関係</p> <p>第44条《地震防災対策用資産の特別償却》関係</p> <p>第44条の2《特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却》関係</p> <p>第44条の3《開発研究用設備の特別償却》関係</p> <p>第44条の4《事業革新設備の特別償却》関係</p> <p>第44条の6《特定電気通信設備等の特別償却》関係</p> <p>第44条の7《商業施設等の特別償却》関係</p> <p>第44条の8《製造過程管理高度化設備等の特別償却》関係</p> <p>第44条の9《再商品化設備等の特別償却》関係</p> <p>第45条《特定地域における工業用機械等の特別償却》関係</p> <p>第45条の2《医療用機器等の特別償却》関係</p> <p>第46条《経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却》関係</p> <p>第1款 収入金額基準及び資産価額基準</p> <p>第2款 対象となる資産の範囲等</p> <p>第46条の2《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等》関係</p>

第46条の3《農業経営改善計画を実施する法人の機械等の割増償却》関係

第47条《優良賃貸住宅等の割増償却等》関係

第47条の2《特定再開発建築物等の割増償却》関係

第48条《倉庫用建物等の割増償却》関係

第52条《植林費の損金算入の特例》関係

第52条の3《準備金方式による特別償却》関係

第2章 準備金等

第55条～第57条の9《共通事項》関係

第55条《海外投資等損失準備金》関係

第55条の5《金属鉱業等鉱害防止準備金》関係

第55条の6《特定災害防止準備金》関係

第56条《新幹線鉄道大規模改修準備金》関係

第57条《電子計算機買戻損失準備金》関係

第57条の3《使用済燃料再処理準備金》関係

第57条の4《原子力発電施設解体準備金》関係

第57条の5《保険会社等の異常危険準備金》関係

第57条の6《原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金》関係

第57条の7《関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金》関係

第57条の8《特別修繕準備金》関係

第57条の9《社会・地域貢献準備金》関係

第57条の10《中小企業等の貸倒引当金の特例》関係

第46条の3《農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却》関係

第46条の4《漁業経営改善計画を実施する法人の漁船の割増償却》関係

第47条《優良賃貸住宅等の割増償却等》関係

第47条の2《特定再開発建築物等の割増償却》関係

第48条《倉庫用建物等の割増償却》関係

第52条《植林費の損金算入の特例》関係

第52条の3《準備金方式による特別償却》関係

第2章 準備金等

第55条～第57条の8《共通事項》関係

第55条《海外投資等損失準備金》関係

第55条の5《金属鉱業等鉱害防止準備金》関係

第55条の6《特定災害防止準備金》関係

第56条《新幹線鉄道大規模改修準備金》関係

第56条の2《ガス熱量変更準備金》関係

第57条《電子計算機買戻損失準備金》関係

第57条の3《使用済燃料再処理準備金》関係

第57条の4《原子力発電施設解体準備金》関係

第57条の5《保険会社等の異常危険準備金》関係

第57条の6《原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金》関係

第57条の7《関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金》関係

第57条の8《特別修繕準備金》関係

第57条の9《中小企業等の貸倒引当金の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p>第3章 削除</p> <p>第4章 鉱業所得の課税の特例 第58条《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》関係</p> <p>第5章 沖縄の認定法人の課税の特例 第60条《沖縄の認定法人の所得の特別控除》関係</p> <p>第6章 協同組合の課税の特例 第61条《漁業協同組合等の留保所得の特別控除》関係</p> <p>第7章 農業生産法人の課税の特例 第61条の2《農用地利用集積準備金》関係 第61条の3《農用地等を取得した場合の課税の特例》関係</p> <p>第8章 交際費等の課税の特例 第61条の4《交際費等の損金不算入》関係 第1款 交際費等の範囲 第2款 損金不算入額の計算</p> <p>第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率 第62条の3《土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係 第1款 課税対象の範囲等 第2款 収益の額 第3款 原価の額</p>	<p>第3章 削除</p> <p>第4章 鉱業所得の課税の特例 第58条《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》関係</p> <p>第5章 沖縄の認定法人の課税の特例 第60条《沖縄の認定法人の所得の特別控除》関係</p> <p>第6章 協同組合の課税の特例 第61条《漁業協同組合等の留保所得の特別控除》関係</p> <p>第7章 農業生産法人の課税の特例 第61条の2《農用地利用集積準備金》関係 第61条の3《農用地等を取得した場合の課税の特例》関係</p> <p>第8章 交際費等の課税の特例 第61条の4《交際費等の損金不算入》関係 第1款 交際費等の範囲 第2款 損金不算入額の計算</p> <p>第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率 第62条の3《土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係 第1款 課税対象の範囲等 第2款 収益の額 第3款 原価の額</p>

第4款 直接又は間接に要した経費の額等

第5款 適用除外関係

第6款 その他

第63条《短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係

第1款 課税対象の範囲等

第2款 収益の額

第3款 原価の額

第4款 直接又は間接に要した経費の額等

第5款 適用除外関係

第6款 その他

第10章 資産の譲渡の場合の課税の特例

第64条～第65条の14《共通事項》関係

第64条～第65条の2《収用等の場合の課税の特例》関係

第1款 収用等の範囲

第2款 補償金の範囲等

第3款 圧縮記帳等の計算

第4款 収用証明書等

第65条の2《収用換地等の場合の所得の特別控除》関係

第65条の3《特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係

第65条の4《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係

第65条の5《農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係

第65条の7～第65条の9《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係

第4款 直接又は間接に要した経費の額等

第5款 適用除外関係

第6款 その他

第63条《短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係

第1款 課税対象の範囲等

第2款 収益の額

第3款 原価の額

第4款 直接又は間接に要した経費の額等

第5款 適用除外関係

第6款 その他

第10章 資産の譲渡の場合の課税の特例

第64条～第65条の14《共通事項》関係

第64条～第65条の2《収用等の場合の課税の特例》関係

第1款 収用等の範囲

第2款 補償金の範囲等

第3款 圧縮記帳等の計算

第4款 収用証明書等

第65条の2《収用換地等の場合の所得の特別控除》関係

第65条の3《特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係

第65条の4《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係

第65条の5《農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係

第65条の7～第65条の9《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p>第1款 対象資産の範囲等</p> <p>第2款 事業の用に供したことの意義等</p> <p>第3款 圧縮限度額の計算等</p> <p>第4款 特別勘定</p> <p>第5款 その他</p> <p>第65条の11及び第65条の12《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例》関係</p> <p>第65条の13及び第65条の14《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例》関係</p> <p>第65条の15《承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例》関係</p> <p><u>第66条《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例》関係</u></p>	<p>第1款 対象資産の範囲等</p> <p>第2款 事業の用に供したことの意義等</p> <p>第3款 圧縮限度額の計算等</p> <p>第4款 特別勘定</p> <p>第5款 その他</p> <p>第65条の11及び第65条の12《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例》関係</p> <p>第65条の13及び第65条の14《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例》関係</p> <p>第65条の15《承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例》関係</p>
<p>第11章 国外関連者との取引に係る課税の特例</p> <p>第66条の4《国外関連者との取引に係る課税の特例》関係</p> <p>第1款 特殊の関係</p> <p>第2款 比較対象取引</p> <p>第3款 独立企業間価格の算定</p> <p>第4款 利益分割法の適用</p> <p>第5款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第6款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格算定方法の適用</p> <p>第7款 申告調整等</p> <p>第8款 国外移転所得金額の取扱い等</p>	<p>第11章 国外関連者との取引に係る課税の特例</p> <p>第66条の4《国外関連者との取引に係る課税の特例》関係</p> <p>第1款 特殊の関係</p> <p>第2款 比較対象取引</p> <p>第3款 独立企業間価格の算定</p> <p>第4款 利益分割法の適用</p> <p>第5款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第6款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格算定方法の適用</p> <p>第7款 申告調整等</p> <p>第8款 国外移転所得金額の取扱い等</p>

第12章 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例

第66条の5《国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》関係

第13章 内国法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第66条の6～第66条の9《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例》関係

第66条の9の2～第66条の9の5《内国法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例》関係

第14章 その他の特例

第66条の10《鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例》関係

第66条の11《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》関係

第66条の12《欠損金の繰戻しによる還付の不適用》関係

第67条《社会保険診療報酬の所得計算の特例》関係

第67条の4《転廃業助成金等に係る課税の特例》関係

第67条の5《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》
関係

第67条の6《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入
等の特例》関係

第67条の12《組合事業に係る損失がある場合の課税の特例》関係

第68条《特定の協同組合等の法人税率の特例》関係

第68条の2《経営革新計画を実施する中小企業者に対する特定同族会社の特
別税率の不適用》関係

第12章 国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例

第66条の5《国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例》関係

第13章 内国法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第66条の6～第66条の9《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例》関係

第66条の9の2～第66条の9の5《内国法人の特定外国信託に係る所得の課
税の特例》関係

第14章 その他の特例

第66条の10《鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例》関係

第66条の11《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》関係

第66条の12《欠損金の繰戻しによる還付の不適用》関係

第67条《社会保険診療報酬の所得計算の特例》関係

第67条の4《転廃業助成金等に係る課税の特例》関係

第67条の5《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入
等の特例》関係

第67条の8《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》
関係

第67条の9及び第67条の10《株式交換又は株式移転に係る課税の特例》関係

第67条の12《組合事業に係る損失がある場合の課税の特例》関係

第68条《特定の協同組合等の法人税率の特例》関係

第68条の2《中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用》関係

改 正 後	改 正 前
第 68 条の 5 《適格退職年金契約に係る退職年金等積立金の額の計算の特例》 関係	第 68 条の 5 《適格退職年金契約に係る退職年金等積立金の額の計算の特例》 関係

二 第 42 条の 4 (試験研究を行った場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="356 291 1075 319">第 42 条の 4 (試験研究を行った場合の法人税額の特別控除) 関係</p> <p data-bbox="581 442 853 470">第 1 款 試験研究費の額</p> <p data-bbox="296 542 710 570">(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p data-bbox="283 592 1152 765">42 の 4(1)-1 措置法第 42 条の 4 第 1 項、第 2 項又は第 6 項の規定の適用上、同項第 11 項第 1 号に規定する試験研究費 (以下「試験研究費」という。) の額から控除する「他の者 (当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。) から支払を受ける金額」には、次に掲げる金額を含むものとする。</p> <p data-bbox="307 790 1152 868">(1) 国等からその試験研究費に充てるため交付を受けた補助金 (法第 42 条第 1 項に規定する国庫補助金等を含む。)</p> <p data-bbox="307 890 1152 1063">(2) 独立行政法人科学技術振興機構と締結した新技術開発委託契約に定めるところにより、同機構から返済義務の免除を受けた開発費の額 (当該免除とともに金銭の支払をした場合には支払った金銭を控除した額) から引渡した物件の帳簿価額を控除した金額</p> <p data-bbox="307 1088 533 1116">(3) 委託研究費の額</p> <p data-bbox="307 1138 1152 1263">(註) 1 国庫補助金等を法第 43 条第 1 項に規定する特別勘定を設ける方法により経理した場合又は同条第 6 項に規定する期中特別勘定を設けた場合には、当該国庫補助金等は、これらの項の規定の適用を受ける事業年度において</p>	<p data-bbox="1289 291 1959 370">第 42 条の 4 (試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除) 関係</p> <p data-bbox="1207 442 1300 470">(新 設)</p> <p data-bbox="1207 542 1300 570">(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>は「他の者から支払を受ける金額」には含めないものとし、同条第3項の規定により益金の額に算入する日を含む事業年度において、当該益金の額に算入する金額（当該事業年度において返還すべきことが確定したことにより益金の額に算入する金額を除く。）を「他の者から支払を受ける金額」に含める。</p> <p>2 法第42条第1項若しくは第5項又は第44条第1項若しくは第4項の規定により試験研究用の固定資産につき損金の額に算入した金額は、その損金の額に算入した日を含む事業年度の試験研究費の額に含める。</p> <p>（試験研究費の額の統一的計算）</p> <p>42の4(1)-2 措置法第42条の4第9項の規定は、試験研究費の額が増加した場合に適用を認めるものであるから、比較年度（同条第11項第9号に規定する「事業年度（……）開始の日前3年以内に開始した各事業年度」若しくは「当該3年以内連結事業年度」をいう。以下同じ。）、基準年度（同項第10号に規定する「適用年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度」若しくは「当該2年以内連結事業年度」をいう。以下同じ。）及び適用年度（同項第9号に規定する適用年度をいう。）の試験研究費の範囲、試験研究費を計算する場合の共通経費の配賦基準等については、継続して同一の方法によることに留意する。</p> <p>（試験研究費に含まれる人件費）</p> <p>42の4(1)-3 措置法第42条の4第11項第1号……………</p> <p>（試験研究用資産の減価償却費）</p> <p>42の4(1)-4 ……………</p>	<p>（新 設）</p> <p>（試験研究費に含まれる人件費）</p> <p>42の4-1 措置法第42条の4第12項第2号……………</p> <p>（試験研究用資産の減価償却費）</p> <p>42の4-2 ……………</p>

(試験研究用固定資産の除却損等)

42の4(1)-5

(試験研究費の範囲が改正された場合の取扱い)

42の4(1)-6 試験研究費に含まれる費用の範囲が改正された場合には、比較年度又は基準年度の試験研究費の額についてもその改正後の規定により計算するものとする。

(廃 止)

(試験研究用固定資産の除却損等)

42の4-3

(試験研究費の範囲が改正された場合の取扱い)

42の4-4 試験研究費に含まれる費用の範囲が改正された場合には、措置法第42条の4第12項第3号に規定する「適用年度の開始の日前5年以内に開始した各事業年度」若しくは「当該5年以内連結事業年度」(以下これらを「比較年度」という。)又は同項第4号に規定する「適用年度の開始の日前2年以内に開始した各事業年度」若しくは「当該2年以内連結事業年度」(以下これらを「基準年度」という。)の試験研究費の額についてもその改正後の規定により計算するものとする。

(他の者から支払を受ける金額の範囲)

42の4-5 措置法第42条の4第1項の規定により試験研究費の額から控除する「他の者(当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。)から支払を受ける金額」には、次に掲げる金額を含むものとする。

- (1) 国等からその試験研究費に充てるため交付を受けた補助金(法第42条第1項に規定する国庫補助金等を含む。)
- (2) 独立行政法人科学技術振興機構と締結した新技術開発委託契約に定めるところにより、同機構から返済義務の免除を受けた開発費の額(当該免除とともに金銭の支払をした場合には支払った金銭を控除した額)から引渡した物件の帳簿価額を控除した金額
- (3) 委託研究費の額
- (注)1 国庫補助金等を法第43条第1項の規定により特別勘定に経理した場合又は同条第6項の規定により期中特別勘定に経理した場合には、当該国庫

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(廃 止)</p> <p style="text-align: center;">第 2 款 中小企業者</p> <p>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p>42 の 4(2)-1 ……………措置法第 42 条の 4 第 6 項……………</p> <p>(注) 措置法第 42 条の 4 第 7 項……………</p>	<p>補助金等は、その経理した日を含む事業年度においては「他の者から支払を受ける金額」には含めないものとし、同条第 3 項の規定により益金の額に算入する日を含む事業年度において、当該益金の額に算入する金額（当該事業年度において返還すべきことが確定したことにより益金の額に算入する金額を除く。）を「他の者から支払を受ける金額」に含める。</p> <p>2 法第 42 条第 1 項若しくは第 5 項又は第 44 条第 1 項若しくは第 4 項の規定により試験研究用の固定資産につき損金の額に算入した金額は、その損金の額に算入した日を含む事業年度の試験研究費の額に含める。</p> <p><u>(試験研究費の額の統一的計算)</u></p> <p>42 の 4-6 措置法第 42 条の 4 第 1 項の規定は、試験研究費の額が増加した場合に法人税額の特別控除を認めるものであるから、比較年度、基準年度及び適用年度の試験研究費の範囲、試験研究費を計算する場合の共通経費の配賦基準等については、継続して同一の方法によることに留意する。</p> <p>(注) 措置法令第 27 条の 4 第 1 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する「特別償却実施額」は、措置法第 42 条の 4 第 4 項又は第 8 項の規定の適用があるかどうかの判定においてこれらの項に規定する「試験研究費の額」から控除するのであるが、例えば、同条第 2 項の規定の適用を受ける試験研究費の額から控除する必要はないことに留意する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p>42 の 4-7 ……………措置法第 42 条の 4 第 7 項……………</p> <p>(注) 措置法第 42 条の 4 第 8 項……………</p>

(従業員数基準の適用)

42の4(2)-2 措置法令第27条の4第16項……………
……………資本金の額又は出資金の額……………

(常時使用する従業員の範囲)

42の4(2)-3 措置法令第27条の4第16項……………

(出資を有しない公益法人等の従業員の範囲)

42の4(2)-4 ……………措置法令第27条の4第16項……………

第3款 その他

(繰越税額控除限度超過額を有する場合等の重複適用)

42の4(3)-1 措置法第42条の4第6項……………
……………同条第3項……………
同条第7項……………同条第1項……………

(廃 止)

(従業員数基準の適用)

42の4-8 措置法令第27条の4第4項……………
……………資本又は出資の金額……………

(常時使用する従業員の範囲)

42の4-9 措置法令第27条の4第4項……………

(出資を有しない公益法人等の従業員の範囲)

42の4-10 ……………措置法令第27条の4第4項……………

(新 設)

(繰越税額控除限度超過額を有する場合等の重複適用)

42の4-10の2 措置法第42条の4第7項……………
……………同条第4項……………
同条第8項……………同条第2項……………

(申告に係るその控除を受けるべき金額)

42の4-11 措置法第42条の4第14項及び第15項に規定する「当該申告に係るその控除を受けるべき金額」とは、申告書に記載された控除税額そのものをいうのではなく、当該申告書に記載された事項を基礎として計算する場合に控除を受けることができる正当額をいう。したがって、所得金額の更正により法人税の額が増加することとなっても、控除を受けることができる金額は、当該正当額に限られることに留意する。

(特別償却等の適用を受けたものの意義)

42の5~48(共)-2
.....第43条から第48条まで.....第68条の16から第68条の21まで、第68条の23から第68条の27まで、第68条の29から第68条の32まで及び第68条の34から第68条の36まで.....

(常時使用する従業員の範囲)

42の5~48(共)-3
.....42の4(2)-3.....

(適格合併等があった場合の特別償却等の適用)

42の5~48(共)-4第42条の10、第42条の11、第43条から第45条の2まで.....

(注)1

2

(被合併法人等が有する繰越税額控除限度超過額)

42の5~48(共)-5
.....第42条の11第5項.....

(特別償却等の適用を受けたものの意義)

42の5~48(共)-2
.....第43条から第44条の2まで、第44条の3第1項、第44条の4及び第44条の6から第48条まで.....第68条の16から第68条の20まで、第68条の20の2第1項、第68条の21、第68条の23から第68条の27まで及び第68条の29から第68条の36まで.....

(常時使用する従業員の範囲)

42の5~48(共)-3
.....42の4-9.....

(適格合併等があった場合の特別償却等の適用)

42の5~48(共)-4第42条の10から第42条の11まで、第43条から第44条の4まで、第44条の6から第45条の2までの規定.....

(注)1

2

(被合併法人等が有する繰越税額控除限度超過額)

42の5~48(共)-5
.....第42条の11第10項.....

四 第 42 条の 5 (エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
(申告に係るその控除を受けるべき金額)	(申告に係るその控除を受けるべき金額)
42 の 5-9	42 の 5-9
.....42 の 4 (3)- 4.....42 の 4 -11.....

五 第 42 条の 6 (中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
(事業年度の中途において中小企業者に該当しなくなった場合等の適用)	(事業年度の中途において中小企業者に該当しなくなった場合等の適用)
42 の 6-1	42 の 6-1
.....42 の 6 -16.....措置法令第 27 条の 6 第 9 項.....42 の 6 -17.....措置法令第 27 条の 6 第 8 項.....
.....措置法規則第 20 条の 2 の 2 第 5 項若しくは第 6 項.....同措置法規則第 20 条の 2 の 2 第 3 項.....同条第 5 項.....
条第 8 項若しくは第 9 項.....
(注)	(注)
(取得価額の判定単位)	(取得価額の判定単位)
42 の 6-2 措置法令第 27 条の 6 第 3 項.....	42 の 6-2 措置法令第 27 条の 6 第 2 項.....
(注)	(注)
(圧縮記帳をした特定機械装置等の取得価額)	(圧縮記帳をした特定機械装置等の取得価額)
42 の 6-3 措置法令第 27 条の 6 第 3 項に規定する機械及び装置、器具及び備品	42 の 6-3 措置法令第 27 条の 6 第 2 項に規定する機械及び装置又は器具及び備
又はソフトウェアの取得価額が 160 万円以上、120 万円以上又は 70 万円以上で	品の取得価額が 160 万円以上又は 120 万円以上であるかどうかを判定する場合
あるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、器具及び備品又は	において、その機械及び装置又は器具及び備品が法第 42 条から第 49 条までの
ソフトウェアが法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受け	規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額
たものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものと	に基づいてその判定を行うものとする。

する。

(事業の判定)

42の6-5

(注) 措置法規則第20条の2の2第7項第10号.....

(その他これらに類する事業に含まれないもの)

42の6-6 措置法規則第20条の2の2第7項第2号かつこ書.....

(指定事業とその他の事業とに共通して使用される特定機械装置等又は特定機械等)

42の6-7

.....措置法令第27条の6第8項.....

(附属機器等の同時設置の意義等)

42の6-9 措置法規則第20条の2の2第1項第1号において本体と同時に設置することを条件として特定機械装置等に該当する旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。

(注) 措置法規則第20条の2の2第1項第2号の規定の適用を受けることができるデジタル複合機とは、事業の用に供する際にインターネットに現に接続されている状態にあるものをいうのであるから、インターネットに接続する機能を有するものであっても、例えば、インターネットに接続されていない社内のLAN設備として設置されるものは、これに該当しないことに留意する。

(事業の判定)

42の6-5

(注) 措置法規則第20条の2の2第4項第10号.....

(その他これらに類する事業に含まれないもの)

42の6-6 措置法規則第20条の2の2第4項第2号かつこ書.....

(指定事業とその他の事業とに共通して使用される特定機械装置等又は特定機械等)

42の6-7

.....措置法令第27条の6第7項.....

(附属機器等の同時設置の意義)

42の6-9 措置法規則第20条の2の2第1項各号において本体と同時に設置することを条件として特定機械装置等に該当する旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(ソフトウェアの改良費用)</u></p> <p><u>42の6-10の2 法人が、その有するソフトウェアにつき新たな機能の追加、機能の向上等に該当するプログラムの修正、改良等のための費用を支出した場合において、その付加された機能等の内容からみて、実質的に新たなソフトウェアを取得したと同様の状況にあるものと認められるときは、当該費用の額をソフトウェアの取得価額として措置法第42条の6第1項又は第2項の規定の適用があるものとする。</u></p> <p>(特殊の減価償却資産の耐用年数)</p> <p>42の6-12 ……<u>措置法令第27条の6第8項第1号</u>……………</p> <p>(リース費用の均等支払の判定)</p> <p>42の6-13 …… ……………<u>措置法令第27条の6第8項第3号</u>……………</p> <p>(リース費用に含まれない費用)</p> <p>42の6-14 法人が賃借するソフトウェア以外の特定機械等に係る措置法令第27条の6第9項に規定する「政令で定める費用の総額」の判定に当たっては、当該特定機械等に係るソフトウェアの費用（当該特定機械等に組み込まれているいわゆる基本ソフトウェアに係るものを除く。）、リース契約に基づく賃借料とは別に支払う当該特定機械等の引取運賃等は含まれないことに留意する。</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p>(新 設)</p> <p>(特殊の減価償却資産の耐用年数)</p> <p>42の6-12 ……<u>措置法令第27条の6第7項第1号</u>……………</p> <p>(リース費用の均等支払の判定)</p> <p>42の6-13 …… ……………<u>措置法令第27条の6第7項第3号</u>……………</p> <p>(リース費用に含まれない費用)</p> <p>42の6-14 <u>措置法令第27条の6第8項</u>に規定する「政令で定める費用の総額」には、その賃借する特定機械等に係るソフトウェアの費用（当該特定機械等に組み込まれているいわゆる基本ソフトウェアに係るものを除く。）、リース契約に基づく賃借料とは別に支払う当該特定機械等の引取運賃等は含まれないことに留意する。</p> <p><u>(税額控除の適用を受けた法人の意義)</u></p> <p>42の6-15 <u>措置法第42条の6第6項</u>に規定する「第3項の規定(……)の適用を受けた法人」には、当該事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する</p>

(分社型分割等により移転した特定機械等のリース税額控除)

42 の 6-15

(合併法人等における取戻し課税の不適用)

42 の 6-16

(注)

.....措置法令第 27 条の 6 第 11 項第 1 号又は第 5 号.....

...

(税額控除の適用を受けた法人の意義)

42 の 6-17 措置法第 42 条の 6 第 6 項に規定する「第 3 項の規定 (.....) の適用を受けた法人」には、当該事業年度 (その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度) においては同条第 3 項の規定 (同法第 68 条の 11 第 3 項の規定を含む。) による税額控除を実施していないが、当該税額控除に関する明細書においてリース税額控除限度額の計算を行い、その金額を繰越税額控除限度超過額として記載している法人が含まれることに留意する。

(申告に係るその控除を受けるべき金額)

42 の 6-18

.....42 の 4 (3)- 4.....

場合には、当該連結事業年度) においては同条第 3 項の規定 (同法第 68 条の 11 第 3 項の規定を含む。) による税額控除を実施していないが、当該税額控除に関する明細書においてリース税額控除限度額の計算を行い、その金額を繰越税額控除限度超過額として記載している法人が含まれることに留意する。

(分社型分割等により移転した特定機械等のリース税額控除)

42 の 6-16

(合併法人等における取戻し課税の不適用)

42 の 6-17

(注)

.....措置法令第 27 条の 6 第 10 項第 1 号又は第 5 号.....

...

(新 設)

(申告に係るその控除を受けるべき金額)

42 の 6-18

.....42 の 4 -11.....